

後遺症と示談

—追加請求権放棄の確定効と後遺障害—

梅 村 英 行

I 序 論

1 はじめに

戦後の高度経済成長とともに、我が国に於ける交通事情は大きく変化してきた。近年では国民の大多数が免許取得年齢になると、または進学・就職などを契機として自動車免許を取得している。そして自動車自体も、かつてのように一般市民には高嶺の花、というような価格ではなく、物を選ばないのであれば学生のアルバイト代でも十分に買え

るものとなった。そして、それにともない我々が交通事故に遭遇する可能性も年々高くなっている。まさに現代の日本は、何時でも何処でも誰でもが交通事故の当事者となりえる時代である。このような時代であるにもかかわらず、民法はこの交通事故による問題について、被害者の救済をしきれていないといわざるをえない。事故に巻き込まれても、完全なる原状回復がなされることは少ない。その中でも特に問題とされるべきは、後遺症と示談に関する問題であると考える。

我々が交通事故に巻き込まれた場合、経済的事情等により、紛争は早期に解決されるべく動いていく。そしてその方法としては、刑事罰の情状酌量のための材料になること等から、示談という方法がとられるわけである。示談成立が刑事罰の情状酌量の材料となることが、正しいのかどうかという刑法的問題はあるが、民法の立場から見た場合、この動き自体に問題はない。しかし、この「早期解決」と「示談」という二つの事柄が「交通事故」という舞台で出会い、そこに運悪く「後遺症」という単語が顔を覗かせると「問題」が発生してしまう。

本論文では交通事故の紛争解決に当たり、なぜ「示談」という方法がとられるのか。そもそも法的にみた場合、「示談」とはどのようなものなのか。という前提から目を向け、「後遺症」により「問題」が発生した場合に、民法がどのような理論をもって、被害者の救済を行っているのか、学説・判例等を基に検討していく。

2 「示談」の法的取扱についての検討

示談契約は紛争解決の方法である。そこでここではまず示談を含む紛争の解決方法について概観する。

その次の段階として、同じ紛争解決の一手段であり、示談と同様の機能、効果、活用状況を持つ和解との違いについて検討をする。

さらに本論文の主題でもある後遺症と示談について、そのもっとも典型的なケースと思われる交通事故について触れ、学説・判例の検討、示談の法的構成に進んでいく。

(1) 紛争解決の手段

原始的な紛争解決手段としては、暴力が考えられる。一方の当事者がもう一方よりも強い物理的力をふるうことができる場合、その物理的力（暴力）によって相手方の主張を退け、自分の主張を通してしまふことができる。この場合、いずれの主張に正当性があるか否かに関係なく紛争の解決をみることになる。

もっとも、このような物理的な暴力による紛争の解決方法は、現代日本のような近代的法治国家においては社会的なニーズに対応するものではなく、強い社会的非難の対象となるばかりか、場合によっては刑法により裁かれる対象となることもあり、通常この種の紛争解決に用いられることはない。また家庭内、個人、企業間、国家間など、あらゆるレベルのあらゆる紛争の解決について、近代社会において、物理的力による解決が肯定されるものではない。よって当事者間で紛争を自主的に何らかの契約ないし合意によって解決させる方法が以下のように存在する。

① 和解（示談） その一つが、紛争当事者が双方とも相互に自己の主張を譲歩し合い（互譲）、話し合いによって紛争解決をもたらす方法である。これが示談、または和解といわれるものであり、古くから「内済」「和済」と呼称され存在してきた。この紛争解決方法は、当事者同士が対等で十分な話し合いさえ行えば、後のわだかまりも残さずに一括的に解決できることから、昔から広く用いられてきた。

和解は唯一民法が規定する紛争解決のための契約であり、賃貸借契約や売買契約などと比較して、不明確な法律関係が確定的な法律関係に転化し、争われた事柄については以後決して異議を主張しえないことが大きな特色である。

和解は、以下に述べる調停・仲裁とは異なり、民事紛争全般の各場面において用いられる。

②調停 次に、最終的には契約によることになるが、互譲条件が折り合わず、和解が成立しないまま感情的にこじれて意思の疎通が難しくなってきた段階の紛争解決として、調停という方法がある。これは紛争当事者間に誰か第三者が入り、第三者が両者の意思疎通をはかって、感情的な拗れを調整する方法である。この第三者である調停人が、人生経験豊かで良識のある名望家であったりすると調停がスムーズに進むことが多い。そのため民事調停法、家事審判法等の国家法上の制度としても定着している。

民事調停法において対象とする紛争には宅地、建物、農事、商事および公害紛争が含まれる。調停の申立がなされると、裁判官一名と調停委員二名による調停委員会が組織され、この委員会によって調停内容が話しあわれる。しかし、実際には裁判官の数が少なく負担が過重であることなどを理由として、裁判官の関与なしに調停委員のみによって、協調性に重きをおいた常識的な解決が優先する傾向が強く、識者の非難をあびている。なお調停委員については、通常は裁判所が毎年選任する有識者がその任にあたるが、紛争当事者の合意によって、特定の第三者を選任することが可能である（民事調停法七条）。

調停は当事者間の合意がなければ成立せず、具体的な決定内容にも当事者の意思が盛り込まれるものであるため、その実質は和解に他ならない。したがって調停が調わなければ、当事者双方の意思に反して紛争の解決を強制することはできない。

調停は和解と同様に、その解決の結果を調書に記載すると確定判決と同一の効力を生じ、いわゆる債務名義となつて強制執行の対象となる。当事者双方の意思が内容に盛り込まれ、双方の合意を持って決定し、その内容に法的効力を持つということを考えると、両者間に同様の契約が結ばれたことと同意であり、調停は和解同様に契約であることさ

れる。

また家事審判に関しては、調停前置主義がとられている。すなわち、家庭に関する争いは財産上の争いと異なつて非合理的な性格を持つものであり、紛争を解決する場合でも財産訴訟のように要件と効果を厳格に定めた法律要件規定に従つて画一的に解決するべきではなく、家庭の人間関係そのものを対象として争いの生じた原因を究明し、人間関係の調整を目指す具体的妥当解決を必要とする。そのため、家庭に関する争いを専門とする家庭裁判所において、一刀両断的な訴訟によつて争いの解決をはかる前に、まず調停によつて紛争の解決をはかること、つまり訴訟提起前に調停を申立なければならぬという原則を持つからである。財産法上の調停（民事調停）が、紛争解決の一手段として選択されるものであるのに対し、家事審判においては、最初に調停をはかることが義務付けられている点に、両者の大きな違いがある。

③ 仲裁 この調停より一歩進み、紛争の当事者双方がともに信頼している第三者に、紛争を「預ける」ことによつて紛争の解決をはかる方法がある。これが仲裁である。当事者は合意によつて争いを仲裁に付した場合、仲裁人の決定内容に従わなければならない。したがつて、仲裁が開始され仲裁裁定が決定した時には、紛争はそれに従つて解決されることになる。しかし当事者は、必ずしも仲裁人が自身の信頼に依えた裁定を下すとは限らず、不安も大きくない、慎重にならざるをえないため、仲裁人に適当な人を見つけるのが難しいという問題がある。

仲裁は労働紛争や商事紛争の解決方法として使われることが多い。労働法上の仲裁は、労働委員会の中に設けられた仲裁委員会によつて行われ、商事仲裁は商事紛争の中でも特に国際間取引において行われる。両者の場合とも、仲裁が成立すると、それぞれ労働協約、裁判所判決と同一の効力を持つ。

④ 裁判による紛争解決 契約ないし合意によつて紛争の解決がみられない場合、残された最後の方法として両当事

者の権利関係を訴訟手続きに則して判断し、判決という結論を導き出す裁判がある。この場合、あらかじめ紛争解決のために用意された法的規範を判断の基準として、裁判官が証拠に基づいて裁定し、その裁定には、国家法上、既判力、執行力が付与されて紛争は完全に解決される。この場合、紛争終結に関する各当事者の合意は問題とはならない。紛争の解決は今日、これらの諸手段のいずれか（暴力による紛争解決は除く）によって何らかの形により終結するのが通常であろう。どの場合にどの紛争解決手段がとられるかについては、右で示した各解決手段の特徴と、各紛争の性質や内容、当事者の社会的地位や人格、さらには紛争当事者を取り巻く諸制度などにより有効に機能するものを選択することとなるので、一概に述べることはできない。

ただ、これらの紛争解決方法の相互関係を理解する手がかりとしては、規範性の度合いがある。暴力による場合はもっとも規範性が乏しく、裁判はもっとも規範性が高い。契約による解決は、規範性の幅が広く、暴力と裁判の間を埋めている。

紛争の解決方法について、一般的に、欧米では訴訟が、日本においては和解が好まれるといわれている。日本において訴訟よりも和解による解決が好まれる原因としては、かつては権利意識の欠如が指摘されてきたが、今日では合理的なコスト計算の結果、訴訟よりも和解の方が有利と考えて選択されることが多いのではないかといわれており、諸外国でも和解の合理性が見直されている。

(2) 和解と示談の異同について

紛争解決の項では、和解と示談について一つに纏めて述べてきた。これはその他の解決方法である暴力、調停、仲裁、裁判に比べ、両者の性質や活用機会が近いためである。では示談はすべて和解契約といえるのであろうか。

裁判によらないで当事者間の紛争を解決することを、一般に示談と呼ぶ。示談は合意を前提とする。示談の内容が何であれ、それによって当事者間の法律関係を確定し、紛争を終結させるといふ合意を必要とする。その意味で、示談は一種の契約にほかならない。¹⁾

これに対して、和解は当事者双方が互いに譲歩して争いを解決し、その間の法律関係を確定させる契約である（民法六九五条）。そして、民法上の和解が成立するためには、その基礎として、争いの存在が必要であり、その内容として、当事者双方の「互譲」と、法律関係確定の合意が必要であるとされている。

したがって、過去の判例曰く、「当事者間ニ付キ争ノ存スルナクンハ、縦令当事者間ノ法律関係ヲ確定スル為メニ為シタル契約ナリトスルモ和解契約ニアラサルヲ以テ、当事者カ之ニ付スルニ和解ノ名称ヲ以テスルモ法律上和解ノ効力ヲ生セサルヤ論ヲ俟タス²⁾」ということになり、争いがあっても一方の主張をそのまま認める話し合いは、互譲という要件を欠くことから、和解にはならないということになる。

よって、和解の概念をこのように限定的に解するとき、過去の判例曰く、「普通使用スル示談ナル語辞ニハ和解ノ如ク当事者双方ガ其主張スル所ヲ互ニ譲歩シテ争ヲ止ムルコトノ外当事者ノ一方ノ其主張ヲ抛棄又ハ減殺シ裁判ニ依ラズシテ事件ヲ完結スルノ意義ヲ包含スルモノトス³⁾」とされる示談は、和解の要件を満たさないため、和解に似て非なるものと解するべきである。

学説もこれらの判例における見解を受けて、示談を和解類似の無名契約と解し、和解と示談とを区別してきた（もつとも効果の点では、和解に近似しているとして和解の規定を類推適用している）。⁴⁾

しかし、このような区別は、実質的には意味の無い概念であろう。というのも、互譲という要件が無いために和解では無いとされる示談であるが、その効果において、和解とどのように違った取扱を受けるかといえ、和解の効果

は当事者間における法律関係の確定とそれによる紛争の終結という点にあるわけであり、示談の合意において当事者が企図する効果に他ならないのである。

よって、示談を和解ではないと概念付けても、結局のところ和解と同一の法律効果を認めないわけにはいかない。⁵⁾ 両者の効果に何等変わりがないとすれば、両者を概念的に区別する必要性はどこにも存しないといえる。和解の本質は、不確定な法律関係を合意によって確定するという点にあるのであり、そのうちのあるものだけを和解と呼ばなければならぬ必要はないといえる。⁶⁾

また、前述してきたような概念的な分類も考慮する必要はなく、とくに損害賠償金をめぐる争いの解決時には示談という言葉が使われるが、示談と和解の違いは、この一点についてのみであり、その他はすべて同じであるとする考えもある。⁷⁾

和解の成立要件は、ある法律関係について争いがあること、当事者が互いに譲歩してその争いを止めること、それによって一定の法律関係の確定を合意すること、の三つである。つまり、この中のどれか一つでも欠けていけば、法律のままに解釈をするならば、和解は成立させることができない。しかしながら、そもそも成立要件の概念とは、これに与えられる法効果を予想して構成されるものであり、こういう法効果を与えるにふさわしいのは、どういったものであるか、ということがその構成の中心となるべきである。

この意味でいえば、和解の概念とは、不確定な法律関係に確定効を与えるべき合意とはどのようなものであるか、という構成の検討から考えられるものであると思われる。この立場にたってみた場合、民法が和解の要件として争いの存在について述べたのは、争いがなければ確定の必要がないと考えたからであろうし、互譲を要件としたのは、法

関係の確定を必要とするこの言い換えにすぎないと考えるべきである。

しかして、これらの表現を重視して、法律関係の確定をはかる他の場合（示談）について和解でないとい解するのは、概念構成に対する不必要な検討・固執であり、制度の本質を逸しているといべきであろう。さらには、仮にその要件に固執したところで、実務上その法効果は同一となることを考慮すれば、両者を区別し特殊の概念構成を試みることは、特段の事情のある場合を除いて、いらぬ混乱を導くだけである。よって和解と示談に関しては、その語の活用方法の場合のみに違える立場をとることが望ましいと考える。

(3) 交通事故における示談について

前述したように、交通機関の発達、特に自動車の激増により、我々一般人が事故に巻き込まれるケースは増加している。誰でも、何時でも、交通事故の加害者にも被害者にもなりうる社会がそこにはある。不幸にして交通事故に遭遇した場合、当事者には事後処理として損害賠償など、複雑で難しい問題がのしかかってくる。したがって、これらの問題を的確に処理し、当事者双方が納得できる解決によって、早急に日常生活の回復がはかれることが必要となる。

紛争解決の方法としては、前述した調停や訴訟などもあるが、交通事故における損害賠償請求に関する紛争では、その大部分で示談による解決がとられている。これは、時間と費用がかかり、かつ煩雑な手続を要する調停や訴訟と違って、示談は、迅速に紛争を解決し、被害者側は示談内容通りの賠償金を確保でき、加害者側は権利放棄条項により将来請求を免れうる点で、事故の紛争当事者にとってメリットがあり、さらに、示談書の作成が保険金請求の手続的要件とされ、示談の有無や内容が刑事制裁の情状酌量の資料とされていることから、示談が盛んに行われているこ

とは、夙に指摘されてきたところである。また、現実⁸⁾にすべての交通紛争が裁判所に持ち込まれるような事態が発生したら、裁判所の機能はたちどころに麻痺してしまうであろう。

さて、先に述べてきたように、示談はその法的性質において和解と同様と考えられるのであるから、和解の理論はすべて示談にも妥当する。したがって、その法律効果には、民法六九六条の定める和解の確定効が適用される。つまり、当事者間で一度示談契約が成立した場合には、その契約は確定効により拘束され、示談による損害賠償請求権の放棄条項により、被害者は後発損害（後遺症など）についての請求権を失うこととなる。なお（そのような示談はま⁹⁾ず無いであろうが）、仮に示談書に損害賠償請求権の放棄条項が記載されていなかったとしても、加害者による支払約束と被害者の請求権の放棄とは互いに条件的関係にあるものとみなされる。そして、この示談の確定効と後遺症との問題こそが、交通事故における示談契約の最大の問題である。

示談内容には加害者側の期待利益保護という法的安定の要請があるわけであるから、請求権放棄条項への確定効を安易に否定することはできない。しかし、人身事故においては、その初期の段階で被害者がその損害をすべて正確に把握し、また予測することは不可能、もしくは極めて困難であることを考えると、確定効を絶対としてとらえると具體的な衡平を欠く。特に、通常人の合理的な予測を超えた後遺症等が発生すると、被害者の損害は当初の予測をはるかに超えることも決して珍しくはない。このような場合、むしろ被害者の救済をはかるべく、追加請求を認める処置を講ずることが、一般的な法感情にも合致するといえよう。

この点につき判例には、種々の理論構成をもって被害者保護の立場をとったものがあり、学説もそれを支持する形で法理論を展開している。以降では各学説とその学説の立場にたった判例を示し、検討をしていきたいと思う。

なお本論文では和解（示談）の確定効と後発的問題（後遺症）について、とくに交通事故（自動車事故）をそのテー

マとして述べているが、これはこの種の問題として自動車事故が我々の日常生活においてもっとも身近で、またわかり易いテーマであるためであり、同種の問題につき、同様の解釈が為されるものだと考える。

II 判例

〔判例①〕 大阪地判昭和三八年八月二二日^⑩

示談書に記載されていない損害についての賠償請求権は放棄されたが、示談後の後遺症において、不動文字を理由として追加請求権を認めうると示した事例
事実の概要としては以下のとおりである。

訴外Aは被告の使用人であり、昭和三十一年二月一日、被告会社の用務のために被告保有の自動三輪車を運転中、訴外Bの運転する軽自動車（スクーター）に衝突した。訴外Bは事故当日より同三十二年三月二一日まで入院し、その間の治療費として八九、七七〇円を要した。事故後、訴外Bの傷害は三ヶ月の入院治療により完全治癒し働けるようになるとの、入院診療所院長の診断があったため、被告及び訴外Aは昭和三十二年一月二五日、訴外Bとの間にスクーターの修理費として五〇、四八〇円、前記入院費の全額、慰謝料名義による三〇、〇〇〇円を支払うことによる示談契約を結んだ。

しかし訴外Bの傷害はこの入院で治療に至らず、その後昭和三十三年六月一八日まで継続治療を要することとなった。その結果、その間の治療入院費、食費等により、二九九、〇二八円の支出を要することとなった。さらに訴外Bは、昭和三十一年二月二日から少なくとも三三年五月一四日までの五二九日間就労し得なかったことにより、訴外Bの事

故当時の平均賃金から、三三六、五八一円相当の賃金（得べかりし利益）を喪失したこととなった。その後訴外Bは労災の申請をし、国（原告）は労災保険法の定めに従い、訴外Bに対して五八五、九三八円の保険給付を行った。

本訴は国が原告となり、この労災保険給付について被告に対して返還請求を行ったケースである。

本訴においては示談書記載外の追加損害賠償については認められなかったが、その判示において大阪地裁は、示談書の記載には「当事者双方協議の結果左記条件を以って、一切円満示談解決する事を約しました。仍て今後本件に関しては如何なる事情が生じても決して異義を申したてない」云々との記載があつて、爾余の請求を放棄した如くにも読めるが、本示談書は、岸和田警察署に備え付けてある用紙を利用して作成したもので、その大部分が不動文字であり、前記括弧内の部分も不動文字で印刷されており、「左記条件」のみを書き込むようになっていものであることから、所謂例文に属し、当事者間においても明らかにこれに従う意思のあつたことが他に立証されない限り、本示談書の文言自体から直ちに爾余の請求権の放棄があつたと認めることは相当ではない、と判示した。

〔判例②〕東京地判昭和四〇年一月二七日¹¹

交通事故による損害賠償について示談契約が成立したのち、当時予想しなかった後遺症が表れた場合において、その示談契約を要素の錯誤により無効と認めた事例
事実の概要としては以下のとおりである。

昭和三四年七月一三日、訴外A（原告所屬のタクシー会社）保有のタクシーを原告が運転中、被告の使用人である訴外Bの運転するタクシーが追突し、原告は頭部及び頸部に打撲傷を受けた。

原告は事故当初、何ら外傷が認められず、自身も右下顎部に軽い痛みを覚える程度であったので、事故後別の自動車で自ら事故車の牽引も行い、翌日に医者診察を受けることとした。原告はそこで、東京大学附属病院に行くことを進められたために、翌々日に同整形外科にて通院治療を受けた。

事故直後の原告の様子から訴外A社の事故係である訴外Cは、被告側と本件事故をもっぱら物損事故として原告に生じた損害について被告側と交渉していたが、原告の通院治療を受けて、人身事故として被告事故係の訴外Dと交渉することとした。が、訴外A社と被告は同業者でもあり、同訴外人(C、D)らは本件事故について、双方の損害賠償問題処理と、警察関係の刑事事件問題処理を目的として、早く示談書を取りかわし、所轄の神田警察署へ届出ることと考えた。

そのためには原告の症状がどの程度のものであるかを確認する必要がある、後日原告を伴い東京大学附属病院整形外科の担当医師に面会し、原告の症状を尋ねたところ、同医師は原告のために電気治療をしていること、治療としてはこの程度のものであること、あとは原告の治ろうとする気持ち次第であること等を告げた。

そこで同訴外人らは、原告の傷害が二、三ヶ月程の休養により完全に治療するものと考え、それなら自動車損害賠償責任保険金の限度で治療できるとして、同訴外人らの間で「自動車損害賠償責任保険金の限度で原告の治療費および休業補償費を弁償し、原告はそれ以外の賠償請求をしない」旨の示談契約を締結した。

ところが、原告の傷害は予想に反し、一向に回復の兆しをみせず、逆に時間とともに頸部のむくみや右肩および大腿部に痺れを覚えるようになり、原告は訴外A社に出勤しても、掃除などの雑務をする程度で、事故前のように自動車運転者として稼働することができなくなったため、東京大学附属病院の他、慶応大学附属病院、東京労災病院などを転々とし、事故後二年以上にわたって治療を受けることとなった。しかし、どの病院でも医学的には治療の限界に

きているとして、自宅療養を進められたことから、仕事も退職しなければならなくなった。

原告は自己の傷害が当初の予想に反して著しく重大であること、それにより運転者としての仕事が困難となり退職に追い込まれたこと、治療費が保険金で賄いきれなくなったが、被告が示談書を理由に話し合いに応じなかったこと、さらに、それらの要因が相まって精神的不安にもおちいり、ついには家族関係にも影響が出たため、被告に対して、得べかりし利益の損失に対する損害賠償として三、七三七、八四九円、不足分の治療費として三二、六五一円、慰謝料として五〇〇、〇〇〇円を求める訴えをおこしたケースである。

本件示談契約は代理人相互間において、タクシー会社側の損害賠償問題処理と、警察関係の刑事事件（物的損壊）の問題処理を目的としたものであり、さらに、原告の傷害が二、三ヶ月の休養によって容易に全治する程度の軽微なものであることを前提とし、その点につき、両者の間で何らの争いもなく締結されたものであるにもかかわらず、事実はこれに反し、原告の傷害が著しく重大なものであったのであるから、原告の代理人である訴外Aの意思表示には、その重要な部分に錯誤があったものと言うことができ、しかもかかるような争いなき事実の上に、このような錯誤が存する以上、民法六九六条の規定は適用されず、前記示談契約は要素に錯誤があるものとして無効といわなければならない、と判示された。

〔判例③〕大阪高判昭和三九年一月二一日第六民事部¹²

自動車事故による負傷者の損害が示談契約当時の予想に反し後日異常に増大した場合に権利放棄条項の無効を認めた事例

事実の概要としては以下のとおりである。

訴外Aは訴外B社の自動車運転手であり、昭和三二年四月一六日、訴外Bの業務として訴外B所有の普通貨物自動車に乗っている途中、同車の故障を応急修理するために停車した。応急修理が終わり同車に乗り込もうとしたとき、たまたま前方から来た訴外Cの運転する普通貨物自動車と接触して、左前腕骨複雑骨折の傷害を受けて、入院することとなった。訴外Cは被告・控訴人の使用人であり、事故当時、被告の業務中であつた。

被告会社は、訴外Cより事故の報告を受けると、被害者である訴外Aとは何等の交渉を持たないまま、自動車損害保険金の限度額を条件とする内容の不動文字による示談書を作成し、同二五日に、入院中の訴外Aを訪ねた。

そして、自動車損害保険金の支給のためには示談書の作成が必要であることなどから、早急に示談書を作成した方が訴外Aにとっては有利であり、仮に訴外Aの傷害が予想どおり完治しない場合には、改めて治療費などは協議するとして示談書の作成を迫つた。

当時医者 of 診断では、訴外Aの傷は全治までに約一〇〇日を要する見込みであり、同保険により治療費を賄えることが予想できたこと、訴外Aとしても早急に保険金の支払いを得る必要に迫られていたために、万一上保険金をもつて本件事故による損害が賄い得ないときには、更にその金額を支払うことについて交渉することを留保して、調印した。

しかし同年八月頃になって、訴外Aの傷害が予想外に重いことが判明し、前記保険金では損害は到底賄いきれないために、訴外Aは訴外Bを通して、被告に対して国に労災法による保険金給付の請求手続きをしたい旨の連絡をし、被告から異議がなかったために、手続きを行い給付を受けた。

本訴は国により昭和三三年一月四日までに給付された前記労災保険金（治療費九五〇、五〇九円、休業による得

べかりし利益の損失額一六一、二七九円、傷害による労働能力喪失による得べかりし利益の損失額一四一、九二〇円）につき、国が原告となり被告に対して請求したケースである。

〔判旨〕自動車事故による傷害の全損害が正確に把握し難い状況の下で早急に結ばれた示談契約の中で、少額の賠償金額以外は将来一切の請求権を放棄する旨の約定が為された場合において、その当時契約当事者の確認し得なかつた著しい事態の変化により損害の異常な増加が後日に生じたときは、さきの権利放棄の約定はその効力を失うものと解すべきである。

大阪高裁は本件示談につき、訴外Aの傷害は当初の予想と大きく開きがでたが、示談書にある自動車保険金の限度額一〇万円という金額は、一応示談当時判明していた損害と均衡を保っていたものと解すべきであり、意思と表示との間に錯誤の介入余地は考え難く、しかも示談の性質上、意思の多少の譲歩、変更をも予定するものである限り、猶更錯誤の存在は認め難く、被控訴人の錯誤の主張は採用される由がない、としたが、条件の存在の主張について、本質的に当事者に予測し難い経過をたどることのある将来の損害について、現在その救済、弁償の合意をするについては、その性質上絶対的確定力を常に認むべきではなく、予期されたその通常の経過に反した損害の増加、併発等の異例事態が生じた場合（しかもその損害が相当因果関係の範囲内にある場合）は、その結果的な錯誤による不利益は被害者よりも、むしろそれに対する根本の原因を与えた加害者に、これを負担せしめる配慮を加えることを考えなければならぬ。さもなければ、かような有責な結果を無視して省みない絶対的拘束力を求める示談又は和解については、反公序良俗性を認める要請に迫られるが、一般に早期の賠償契約ないし和解は、それが適切でありさえすればこれを

勧奨すべき理由はあっても、否定すべき理由はなく、問題は将来の確定し難い権利に対するあえて確定した給付義務につき、常に絶対的拘束力を認めることの当否に存する、とした。

本件については、被害者がその負傷を比較的軽微なものと信じている事態において、加害者が早急に示談契約を為し自動車保険金以外の自己の負担を免れようとしたことが認められ、かような全損害の正確に把握し難い状況における早急の示談において、しかも約定された比較的少額の賠償金額以外は、将来一切の請求権を放棄する趣旨の約定を結んだ場合には、その契約自体において、予想外の将来の損害の負担、措置につき、その当時当事者の確認しえなかつた著しい増加、変容、その他著しい事態の変化が爾後に生じた場合には、右の契約、とくに権利放棄の約定には、かような事由を原因として解消せしめられる趣旨の条件、即ち解除条件が附せられているものと解するを以って当事者の合意的意思に合致するものと考ええる。

〔判例④〕 福島地判昭和三九年五月一日¹³⁾

交通事故による損害賠償について示談契約が成立したのち当時予測しなかつた後遺症があらわれた場合において示談契約を解除することの可否について消極的な立場を示しながらも示談後に生じた不測の損害については賠償義務は免除されていないとしてその部分についての損害賠償請求を認容した事例
事実の概要としては以下のとおりである。

昭和三七年五月一日、被告の運転する乗用自動車（タクシー）が走行中に、前方の歩道を話ながら歩いていた二人の女性の内、原告が車道を横断しようとし、被告運転の車の一部を顔面部に接触させた。これにより原告は道路に横転し、上下唇顎部割創、打撲などの傷害を負い入院することとなった。

そこで被告側は、同六月七日頃に原告の寄宿先をたずね、原告に対し、本件事故による原告の治療費等を一切被告において負担し、かつ慰謝料三五、〇〇〇円を原告に支払うこととして示談を申し出、原告もこれを応諾した。

しかし当時原告が未成年（一九歳）であると称していたため、原告の父親と正式に示談をすべく、同一二日に原告と共に原告の実家のある福島市まで赴き、翌日に父親と原告本人同席の上で、原告の治療費、入院費、看護費等二七、五三五円（この時点で既に支払済み）を被告側において負担するほか、本件事故によって欠損した原告の歯を、原告の希望する医院で治療することとしてその費用を被告が負担し、かつ原告の顔面創傷の整形手術料を含む示談金三五、〇〇〇円を支払う条件の下で、円満に本件事故を解決するべく「今後本件についてどんな事情が生じましても決して異議を申し立てない」という記載のある示談契約を結んだ。

しかしその後、原告は頭部強打により時々痲癩を起すようになり、かつ頭痛眩暈を伴うため、同七月二六日から一〇日ほど入院することになったが、退院後も時折頭痛眩暈を呈し、不安感を伴う等の症状がでたため、精神上甚大な苦痛衝撃を受けたとして、加害運転者及びその使用者であるタクシー会社を被告として、損害賠償を求めたケースである。

福島地裁は本件示談について、被告と原告側との間に前記内容の示談契約が成立したことは明らかであり、その成立経過、内容を徴すれば本件示談は、以後本件事故に関し、互いに他に何等の請求をなさないことを前提とし、その了解のもとに締結されたものと認められるから、被告は示談の成立により、その余の損害賠償債務について原告から免責されたものというべきであるとした。

また、原告が本件示談につき、事情変更の原則によって解除する旨主張したことについては、本件示談が事故発生

後一ヶ月をも経過しない短期間に締結されたこと、成立経過等を徴すれば、本件示談成立時、原告、被告ともに、右記の如き後遺症があり、そのため原告が再入院するに至るであろうこと等は予期せず、従ってこれらの点については何等の配慮もなさず、当時原告、被告に明らかであった外傷等を基礎として締結したものと推認されるものであって、本件示談によって原告が免除した被告の損害賠償義務は、右記事実関係の下における損害についてのみであり、その後新たに生ずるかもしれない不測の損害についてまでその賠償義務を免除（免除の予約）したものと認めることはできない。従って、原告は示談契約成立後、新たに発生した右記頭部外傷後遺症に基く損害については、本件示談成立とは無関係に別途にこれを請求しえるものというべく、そうだとすれば、新たな事情が発生したからといって、本件示談契約が信義衡平に反するに至るものとは認め難いから、事情変更の原則に基いて本件示談を解除する旨の原告の主張は理由がない。そうすると、原告は本件示談の基礎となった事実関係に基く損害については、本件示談により、これに定めるものの外は請求し得ず、本件示談成立当時予想しなかった新たに発生した損害についてのみこれを請求し得るものというべきである、と判示した。

〔判例⑤〕 最判昭和四三年三月一五日（判例③の上告審）¹⁴

示談当時予想しなかった後遺症等が発生した場合と示談の効力について初めて最高裁としての見解を示した事例

〈事実の概要〉判例③参照

〈判決要旨〉交通事故による全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に、少額の賠償金をもって示談がされた場合において、右示談によって被害者が放棄した損害賠償請求は、示談当時予想していた損害についてのみと解すべきであって、その当時予想できなかった後遺症等については、被害者は、後日その賠償を請求することが出来

る。

最高裁は判決要旨にあるように、全損害を正確に把握し難い状況のもとにおいて、早急に少額の賠償金をもって満足する旨の示談がされた場合においては、示談によって被害者が放棄した損害賠償請求権は、示談当時予想していた損害についてのもののみと解すべきであって、その当時予想できなかった不測の再手術や後遺症がその後発生した場合、その損害についてまで賠償請求権を放棄した趣旨と解するのは、当事者の合理的意思に合致するものとはいえず、「結局同趣旨に帰する原判決の本件示談契約の解釈は相当である」として、本件上告を棄却したが、「結局同趣旨に帰する原判決の本件示談契約の解釈は相当である」とあるように、その法律的構成は原審と同じではない。

原審は被控訴人の条件の存在の主張について、本質的に当事者に予測し難い経過をたどることのある将来の損害について、現在その救済、弁償の合意をするについては、その性質上絶対的確定力を常に認むべきではなく、予期されたその通常の経過に反した損害の増加、併発等の異例事態が生じた場合（しかもその損害が相当因果関係の範囲内にある場合）は、その結果的な錯誤による不利益は、被害者よりもむしろそれに対する根本の原因を与えた加害者に、これを負担せしめる配慮を加えることを考えなければならない。「さもなければ、かような有責な結果を無視して省みない絶対的拘束力を求める示談又は和解については、反公序良俗性を認める要請に迫られるが、一般に早期の賠償契約ないし和解は、それが適切でありさえすればこれを勧奨すべき理由はあっても、否定すべき理由はなく、問題は将来の確定し難い権利に対するあえて確定した給付義務につき、常に絶対的拘束力を認めることの当否に存する」（判例③判決）としているが、本最高裁判決では、これを「明らかに法律の解釈に誤りがある」として、以下のよう

に述べている。

「被害者が損害賠償請求権を放棄し得ることは被害者の自由である。本件のような加害行為による損害の全貌は、加害行為の当初ないしその経過の早期において、当事者は勿論専門医においても的確にこれを把握することは容易でない場合も多いことは、原審判決のいう通りである。それ故に損害賠償の全貌は当事者双方共早期に予想した額よりも或いは多かるべく又或いは少なかるべきことをも予想し、そのいずれの場合たるを問わず相互に将来何等の異議要求をしないことの和解を遂げている以上此和解ないし示談は拘束力を持つことは民法第六九五条、六九八条の解釈上当然のことである」としている。

また、原審では「全損害の正確に把握し難い状況下における早急の示談において、しかも約定された比較的少額の賠償金額以外は、将来一切の請求権を放棄する趣旨の約定を結んだ場合には、右契約自体において予想外の損害の負担、措置につき格別に明示の特約を為した場合でない限り、かような約定は賠償の対象たる損害の状況かその当時明らかであり、かつそれが当時の見透しの通りに推移することが暗黙の前提となされたものであるから、もしその損害につき当事者の確認し得なかつた著しい増加、変容、その他著しい事態の変化がその後生じた場合には、右の契約、特に権利放棄の約定にはかような事由を原因として解消せしめられる趣旨の条件、すなわち解除条件が附せられているものと解するを以て当事者の合意的意思に合致するものと考え」としているが、これも審理不尽か経験則違反の違法があるとし、本件原審において解除条件附の示談契約としているのは誤りだとした。

本訴は交通事故の事後処理として示談契約が締結されたのちに、後発障害のため示談額を上回る不測の損害が生じた場合において、被害者は追加賠償を請求できるか、それとも示談の確定効に拘束されなければならないかという問題について、それまで下級審において様々な理由づけを試みることによって示談（特に損害賠償請求権放棄事項）の

効力を制限し、被害者救済をはかってきたことに対し、最高裁が同様の解決態度をとることを示した最初の判例である。

III 学説とその検討

示談によって当事者間の法律関係は確定し、一切が解決済みとなり、加害者は示談の内容たる賠償義務を履行することにより、それを上回る将来の責任追及から免れることとなる。「以後一切の請求をしない」という示談書の文言は、事故によるすべての法律関係を示談により完結させるといふ、被害者の意思を示したものに他ならない。ここまでも述べてきたように、示談は和解と同意であるから、当事者はこの示談の確定効に拘束される（民法六九六条）。よって、示談が成立した以上、加害者側が示談契約によって支払うことを約束した額を任意に支払わない場合などを除いて、その後の被害者の賠償請求は原則として否定されるべきである。¹⁵⁾

しかし、交通事故と示談の項で述べたように、後発障害が発生した場合には事情は異なる。示談成立後に予期せぬ後遺症のために損害が増大した場合には、その増大した損害は、「被害者よりもむしろそれに対する根本の原因を与えた加害者にこれを負担せしめる」（判例③）配慮をすべきであり、そのために示談の確定効を否定し、被害者の追賠償請求を認めるための学説には、次のものがある。

(1) 例文解釈説（例文説）

この説は、警察署備え付けや運送会社等があらかじめ独自に作成している不動文字で印刷された示談書などによる

示談契約は、当事者がその内容を正確に把握し署名・捺印したとはいいがたく、当事者の真意を伴わないとして、権利放棄条項の制限・否定の原因たりうるとした学説である。¹⁶⁾

この説を採用した判例としては、判例①などがある。

しかし、交通事故に関する示談に関しては、交通事故という性質上、事故発生後に当事者またはその関係者が所轄の警察署に行くことになることや、不動文字を利用した示談書が市販されていること等を考えれば、不動文字が使われたこれらの書類によって示談が結ばれるケースは決して少なくはないであろう。にもかかわらず不動文字を使用した示談書が裁判によって無効とされるのであるならば、加害者は容易に示談に応じなくなり、取引（示談契約）の安全性を害することとなる。よって、被害者が示談書にある不動文字の趣旨を理解していなかったとしても、このことにより直ちに示談を無効とすべきではないと考える。

よって、示談書内の不動文字に関しては、裁判により追加賠償を認めるための一判断基準に留まると解するのが相当ではないかと考える。

(2) 錯誤説（錯誤無効説）

この説は、損害が比較的軽微で後遺症の恐れのないことを当然の前提として、その点につき何等の争いもなく締結されたにもかかわらず、後日判明した傷害の性質・程度が著しく異なっていた場合などは、その示談の重要な部分に錯誤があったものとして、民法九五条の要素の錯誤を理由に、示談（請求権放棄の確定効）の無効を認める学説である。¹⁷⁾

この説を初めて打ち出したのが判例②である。

従来の判例・学説では、民法六九六条との関係で、示談が要素の錯誤として成立するためには、錯誤が示談の対象となった事項についてではなく、その前提ないし基礎として当事者が予定した事項について生じたことを要件とした。判例②の場合、後発傷害があらわれることについての争いがまったくなされておらず、後遺症に関しては当事者双方にとって共通する前提事実の錯誤となる。

錯誤説に関しては、表意者に重大な過失などがない限り、認められても問題は無いように思われるが、後遺症が、真に両者にとって前提事実の錯誤であったかどうかは問題ではないだろうか。

加害者側は権利放棄条項により将来請求を免れうるために示談を結ぶわけであるから、その前提として後発傷害の発生する危険性に関しても、多少の考慮をしている可能性は十分にあると思われる。この場合、当事者間の話し合いにおいて後遺症について触れられていなくとも、後遺症が発生した場合には、その予測を怠った被害者側に過失ありと考えることも可能であろう。そう考えた場合、民法九五条但書が被害者救済のための障害となるのではないだろうか。

(3) 解除条件説

この説は、示談契約は、損害の状況がその当時の見通しどおりに推移することを暗黙の前提としてなされたものであるから、予想外の将来の損害の負担、措置につき明示の特約がない限り、のちに予期しない著しい事態の変化が生じた場合に、それを原因として請求権放棄の条項が解消せしめられる趣旨の条件、すなわち解除条件が付せられていると解し、示談を遡及的に失効させ、被害者の追加請求を認容する理論である。¹⁸⁾

この説の立場をとったのが、判例③である。

この判例③は、示談契約につき、錯誤による無効を主張しえない被害者を救済せんがために請求権放棄条項の効果

を制限し、示談契約当初、将来生ずるであろうことの予測できない損害についての、損害賠償請求権放棄の意思が被害者になかったものと解している。

しかし、示談当時発生しておらず、当時予想しえない損害についての賠償請求権は、示談契約によって放棄のしようがないといえなくもないであろうが、示談契約で示談額を上回る損害について、請求権を放棄する旨約定しているのに、示談契約当時において、その発生を予測しえない損害を除いて賠償請求を放棄したのだというのは、詭弁であろう。

本説は、示談当時にはまったく予知せず認識外にあった後発損害についての意思を条件的構成によって擬制するものということができ、「常にかかる解除条件付きで示談契約が為されたとすると、錯誤構成の場合と異なり、被害者の重過失は考慮されないということにもなり、その点技巧的という批判を免れないであろう」という批判もある。¹⁹⁾

(4)別損害説（限定解釈説）

この説は、示談契約はその当時、当事者に明らかであった損害を基礎として締結されたものであるから、請求権放棄の条項は、示談契約当時の事実関係のもとにおける損害についてのみ効力があるとする説である。²⁰⁾

この説を示したのが判例④であり、この問題についての初の最高裁判決となった判例⑤もこの立場をとっている。

この理論は、信義則に従い、あるいは当事者双方の意思の合理的解釈によって、示談は当事者がその当時予定していた損害を前提として締結されたものであるから、損害賠償請求権放棄の条項は、当時予定されていた損害についてのみ、その効力を生ずるものであると限定的に解釈し、示談後の不測の後遺症による損害については、被害者は追加請求できると解している。²¹⁾

ここまでの学説を考えた時、いずれの立場にたっても、結果に大きな差異を与えるものではない。したがって、問題とすべきは確定効を与えられた追加賠償請求権の放棄条項を制限あるいは否定するための理由付けとして、どの学説の立場をとることが法理論的に適切であるか、ということである。

例文解釈説を実務における一判断材料として考え、解除条件説を詭弁・技巧的で一般になじめないものと解する立場にたった場合、錯誤説と別損害説が残る。

錯誤説と別損害説を比較してみると、その相違は示談契約において請求権を放棄した当事者の意思をどう解するかの違いに基づくと思われる。すなわち、示談契約後に生じた損害は契約の当時当事者の認識の外にあり、したがって、被害者の具体的意思はその当時判明し、かつ予想していた損害についてのみ賠償請求権を放棄することになったと解すれば、その後が生じた不測の損害はそもそも示談契約の対象とするところではない（よって錯誤を認める余地もない）、と解することができるのに対し、被害者が示談当時予測できなかった損害をも含めて、事故により被った損害の全部について、賠償請求権を放棄したものと解すれば、将来発生すべき損害を発生しないものと考えて示談契約を締結した被害者には錯誤があったということになる。

しかし、交通事故における損害の全貌は、その性質上、事故後相当の日時が経過した後でなければ、当事者は勿論、専門の医師でも的確に把握することが困難であること、にもかかわらず、示談は事故後早急に、ときには加害者・被害者の心理的・経済的急迫状態において為されることなどを考えれば、将来発生するかどうか客観的にもまったく予測不可能であり、したがって、被害者の意識に全然なかった損害をも放棄したと解するのは、妥当ではない。²²⁾

したがって、別損害説のように被害者の具体的意思は示談当時判明し、かつ予測していた損害についてのみ、賠償

請求権を放棄したと解するのが一般論的にも優れており、明快ではないだろうか。

ゆえに、判例⑤において最高裁がこの説をとったことには妥当性があり、また学説も支持していることは相当であると考える。

また、一般に錯誤説は別損害説と異なるものとして理解されているが、当初存在すると考えていた損害とは異なる、予期しない損害が生じた点に着目して、広義において別損害説を錯誤説に属し、伝統的錯誤説による場合には具体的基準が明らかではなかったという欠点に対して、別損害説が具体的基準を示したとする理解も成立しうるとした考えもある。⁽²³⁾

(5) 事情変更の原則の適用についての考察

前述四種の学説とは異なり、この問題につき事情変更の原則をもって解しようとする考え方もある。事情変更の原則は、その起源を中世カノン法にもち、欧米を中心として発展してきた理論であり、英米におけるフラストレイション法理、仏における不予見理論、独における行為基礎論などがある。そのなかでも、特にドイツにおける行為基礎論は日本の事情変更の原則に大きく影響を与えている。

ドイツにおける行為基礎論は、一九二一年にエルトマンによって創始され、第二次世界大戦後、ラールレンツによって一つの完成に至った。行為基礎論とは、契約の基礎にある一定の事態である。そして、その不存在・消失が契約の効力に影響を与えるものである。ラールレンツによれば、さらに行為基礎は、主観的なものと客観的なものとに別れる。主観的行為基礎は、両契約当事者共通の一定の期待であり、その不存在・消失は共通錯誤の問題となる。客観的行為基礎は、契約の客観的基礎、つまり契約当事者が知る知らないに関わらず、その存在または継続が契約に当然

に前提されている事態の全体であり、それ無しでは契約目的が現実し得ないものをいう。この客観的行為基礎をラレンツは更に等価関係の破壊と契約目的の到達不能の場合に分けるが、いずれにせよ、行為基礎の不存在または消失の法律効果としては、誠実な当事者が、事態の発生を知ったならば当然に合意したであろうような効果が生じ、裁判官は訂正的契約解釈により、それを発見しなければならないとする。このラレンツの見解には、とくに主観的行為基礎の独自性の点から批判が多いが、これはドイツ法における問題であり、我が国における事情変更の原則としては、客観的行為基礎に注目をすればよい。²⁴

わが国で初めて事情変更の原則について触れられたのは大正末期であり、第一次世界大戦後のドイツの学説・判例の影響を受けた、小町谷操三・勝本正晃・岩田新博士らによって確立した。なかでも勝本博士の、「民法に於ける事情変更の原則」の与えた影響は圧倒的であり、「事情変更の原則」という名称もこの研究に由来する。勝本博士はこの研究のなかで、事情変更の原則について次のように定義している。

「事情変更ノ原則トハ、主トシテ債権関係ヲ発生セシムル法行為ガ為サレタル際ニ、其法律行為ノ環境タリシ事情ガ、法律行為ノ後、其効果完了以前ニ当事者ノ責ニ帰スベカラザル事由ニヨリ、予見シ得ザル程度ニ変更シ、其結果当初ノ意義ニ於ケル法律効果ヲ発生セシメ、又ハ之ヲ存続セシムルコトガ、信義衡平ノ原則上、不当ト認メラルル場合ニ於イテ、其法律効果ヲ信義衡平ニ基ヅキテ変更セシムルコトヲ云ウ」²⁵

わが国では事情変更の原則に関する規定はないため、この勝本理論が今日でもなお事情変更の原則を民法解釈上認める根幹となっている。つまり事情変更の原則の基礎となるのは、信義誠実の原則ということである。

事情変更の原則は、契約締結後、その基礎となった事情の当事者に起こった予見しえない事情の変更のため、当初の契約内容に当事者を拘束することが極めて過酷となった場合に、契約の解除、または改訂を認める理論である。²⁶

その適用範囲となるのは、主に契約法の領域であり、なかでも特に問題となるのは、継続的契約の場合に使われたときである。また一般的要件としては、契約成立当時にその基礎となった事情が変更すること、事情変更は契約の客観的基礎、すなわちそれなしでは契約を考えることができない部分に関し生ずる必要があること、当事者の個人的事情の変更は認められないこと、である。

交通事故の場合、示談後の予期せぬ後遺症による損害の発生を、示談後の事情変更とみて、発生した事情に対応するように示談契約の改訂や解除を求めることにより、示談契約を失効させ、被害者の追加請求を認めることとなる。したがって、判例③を事情変更の原則に則した判例と解するものもある。²⁷⁾

しかしながら、和解はもともと紛争を解決するための契約であるので、事情変更の原則を適用することには、より慎重な配慮が必要であるとされ、²⁸⁾ 実際にどちらの法理論にたっても、与えられる結果に違いがでないのであるから、事情変更の原則という大蛇を振るう必要はないのではないかと思われる。

もっとも、主観的行為基礎の要件は、各当事者がその表象または期待を考量の中にとり入れたこと、契約の締結に際し、それが正しくないことを知ったならば、そもそも契約を結ばなかったか、またはその内容では結ばなかったか、または契約を相手方に要求することが誠実に反したであろうことであり、これはこの後遺症と示談の問題について、多くの判例で判断の基準とされていることと同じである。このことを考えると、解除条件説ではなく、錯誤説にしろ、別損害説にせよ、その根本となるべき考え方には信義誠実の原則、そして信義誠実の原則をその解釈の基礎とする事情変更の原則、の両原則の流れを汲んでいると解し、本問題に対するこれら原則の立場はそこで留めておくべきであろう。

IV 結論

「和解は厳格に解釈されなければならない (transactiones sunt stricte interpretandae)」というローマ法を起源とする古い法諺がある。この法諺は現在でもなお、厳密に適用されなければならない真理を述べている。我が民法典もこの法諺と同じ立場を示している。

それらに則るならば、ひとたび締結された示談内容を超える賠償請求権を認める各学説、各判例は矛盾をはらんだものであるといわざるをえないであろう。

しかし、前述してきたように、我が国においては、交通事故時の紛争解決として活用されている示談の中には、刑事制裁の情状酌量のため、または保険金の請求手続き上の必要などの理由により、事故後早期に、かつ少額の保険金をもってなされる場合が少なくない。そしてその様な早期に、人身事故における被害者の損害を正確に把握・予測・理解することは、当事者はもとより、専門医師をもっても困難であることに疑いはないのであるから、かかる場合に結ばれた示談契約が、本来の意味における示談(和解)と呼べるか否かについて、ひいては通常示談契約と同様に請求権放棄条項についての確定効を有効とすることについては、信義誠実の原則、一般的法感情の立場からみて、なおいに疑問である。

また、本論文は後遺症の存在を前提として、請求権放棄の確定効と追加請求の関係をその本旨として検討を進めてきたため、記述は避けたが、後遺症と因果関係という問題も残されている。すなわち、新たに発生した損害が、当該事故の後遺症といえるかどうかの証明についての問題である。不法行為の要件である因果関係は、現在でもなお多く

の学説、理論、判例があり²⁹、かつ、本論文の射程距離から外れるため、省かせてもらった。

このような実情を踏まえ、示談当時予想しえなかった後遺症による損害が、示談額に比べ著しく不均衡な場合に、その不合理な結果も示談において当初予定されていたとは解さず、増大した損害については、「被害者よりもむしろそれに対する根本の原因を与えた加害者にこれを負担せしめる」とした判例の見解は、その基礎となるべき考え方を示している。

しかし、民法に明確な規定のないまま、一般条項を頼りとする法理論を持って解決するのではなく、今後は保険金請求の諸手続きを改め、事故後被害者の損害がある程度確定するまでの一定期間に於いて、保険機構によって治療費の代替を行える制度を設けるなどして、そもそも事故直後に被害者が経済的な理由などにより不当な示談契約を結ばなくても済むような社会制度の整備が必要ではないかと考える。または、示談書の作成時に後遺症の発生等、重大な事情の変化があった場合には、その損害につき改めて交渉を行うこと等を明記すれば、この種の争いは少なくなるのではないだろうか³⁰。

交通事故という紛争の解決に関して、後遺症と示談をテーマとして取り上げ、本論文において検討してきた。本論では、示談による確定効に対して追加賠償請求が可能か否かという点についてがその主たる検討内容であるが、その先には、民法による被害者の完全なる救済（原状回復）が可能か否かという問題が残されている。

しかし、これらのテーマに関しては、民法のみによる解決を模索するのではなく、社会学・行政学的立場からの保険制度の改革や補償制度の見直し、法と経済学のような学際的見地による研究が、被害者の完全なる救済という問題の解決への糸口となるのではないであろうか。

〈注〉

- (1) 藪重夫「和解と示談」新民法演習四債権各論 一九五頁 一九六八年 有斐閣
- (2) 大判 大正五年七月五日 民録二二輯一三二五頁
- (3) 大判 明治四一年一月二〇日 民録一四輯九頁
- (4) 植林弘「交通事故における示談契約の問題点―近時の判例を中心として―」
大阪市大法学雑誌一三卷二・三・四合併号六六頁一九六七年 有斐閣
- (5) 高梨公之「和解―その基礎と内容―」契約法大系V二〇五頁一九六三年 有斐閣
- (6) 藪・前掲一九七頁
- (7) 高森八四郎・示談と損害賠償 四頁一九九五年 関西大学出版部
- (8) 植林・前掲六二頁、井上靖雄「交通事故―示談・後遺症」法学セミナー増刊・不法行為法二二二頁 一九八五年 日本評論社、木宮高彦「示談考―交通事故の示談の意義とその実態」ジュリスト三一五号六〇頁一九六五年 有斐閣など
- (9) 植林・前掲六七頁
- (10) 訟務月報一〇卷二号四一頁
- (11) 下級民集一六卷一号一一一頁
- (12) 高裁民集一七卷八号六三五頁
- (13) 下級民集一五卷五号一〇九六頁
- (14) 民集二二卷三号五八七頁
- (15) 藪・前掲二〇〇頁
- (16) 植林・前掲七三頁、井上・前掲二二二頁
- (17) 植林・前掲七五頁、井上・前掲二二二頁

藪重夫「示談当時予想しなかった後遺症等が発生した場合と示談の効力」民商法雑誌五九卷五号七九九頁一九六九年 有斐閣

- (18) 植林・前掲七七頁、井上・前掲二二三頁、藪・前掲(民商法雑誌) 七九九頁
- (19) 山下末人「示談当時予想しなかった後遺症等が発生した場合と賠償請求権放棄約款の効力」判例評論一一六号一二七頁一
九六八年 日本評論新社
- (20) 藪・前掲(民商法雑誌) 七九九頁
- (21) 井上・前掲二二三頁
- (22) 佐々木金三「後遺症と示談」増刊ジュリスト・民法の争点Ⅱ 一三四頁一九八五年 有斐閣
- (23) 川井建「示談の効力」判例演習・債権法2「増補版」三〇二頁一九七二年 有斐閣
- (24) 五十嵐清・契約と事情変更一〇四・一四四頁一九六九年 有斐閣
- (25) 勝本正晃著・民法に於ける事情変更の原則 五六七頁一九二六年 有斐閣
- (26) 五十嵐・前掲一四二頁
- (27) 藪・前掲二〇三頁、五十嵐・前掲一六一頁
- (28) 五十嵐・前掲一六一頁
- (29) 因果関係に関しては、その行為と損害間の因果関係を特定する基礎理論についても仮定的因果関係、相当因果関係、事実的因果関係など様々な理論があり、賠償の範囲(保護範囲)についても、完全賠償の原則を求める考え方から、確率的心証(因果関係の割合的認定)による方法など、多くの考え方が存する。また因果関係の立証責任が原告にあることに対する強い批判のある一方、特定の場合(公害訴訟など)に限って、事実の証明度を蓋然性程度の証明に引き下げて認めることへの実務家からの批判もある。さらに、老人や障害者の逸失利益の算出方法と人間の生命、尊厳の取扱いに対する問題、他原因(第三者や自然力など)の寄与と保護範囲の認定、間接被害者の損害についての取扱い方など、課題は多々残されている。交通事故を原因とする後遺症に関する因果問題の認定に問題が起こるケースも幾つも考えられる。例えば後遺症、特に精神的な障害を有する後遺障害と、その結果もたらされた損害の認定について考えてみる。通常後遺症か否かという問題については、事故とその症状の間に相当因果関係があるか否かという点があげられるが、事故の被害者がその後、そう鬱となり、それを原因として自殺をした場合などはどうかであろうか。この場合において、その自殺と損害までもが事故の後遺症と相当因果関係を持つかどうかを判断することは、加害者側の態度や、被害者の素因、後遺症の程度、その他多くの要因が複雑に

絡まった問題である。このようなケースにおける、後遺症の取扱いも今後の大きな課題の一つである。内田貴・民法Ⅱ債権各論三五五―三六五・三七九―四〇二頁一九九七年 東京大学出版会

(30) 現実の救済手段として、定期金による賠償につき判決が確定したとしても、口頭弁論終結後に後遺障害の程度などの、損害額の算定基礎となった事情に著しい変更が生じた場合には、その判決の変更を求める訴えを提起することが出来るように、新民事訴訟法によって改められた(民訴法一一七条)。